

別紙3

保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援

1 目的

子ども・子育て支援新制度における新たな幼保連携型認定子ども園の保育教諭等は、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する者とされており、本事業は、保育士資格を有する者の幼稚園教諭免許状取得等を支援することにより、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図ることを目的とする。

2 内容

（1）内容

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）第2条第6項に定める認定こども園（以下「認定こども園」という。）並びに認定こども園への移行を予定している園（以下「認定こども園等」という。）に勤務する者について、保育士資格を有する者が幼稚園教諭免許状を取得するために要した幼稚園教諭を養成する大学の受講料等、認定こども園等に保育士等として勤務する者が幼稚園教諭免許状を更新するために要した免許状更新講習の受講料及び認定こども園等に勤務する者で幼稚園教諭免許状を有する者が保育士資格を取得する際における幼稚園教諭の代替に伴う雇上費の補助を行う。

（2）実施主体

都道府県、指定都市及び中核市

（3）実施要件

- ① 対象となる施設は、認定こども園等であること。
- ② 対象となる者は次の要件を全て満たすこと。

ア 免許取得にかかる受講料等

- （ア） 対象施設に勤務しており、保育士資格を有しているが幼稚園教諭免許状を有しない者（幼稚園教諭免許状を有しない保育士）であり、特例制度の対象者であること。
- （イ） 原則として、交付金の交付年度内に、大学において幼稚園教諭免許状の授与に必要な科目の受講を開始していること。
- （ウ） 大学における必要となる科目修得後、幼稚園教諭免許状が授与され、認定こども園等において原則1年以上勤務すること。

イ 免許更新にかかる受講料等

- （ア） （i）、（ii）のいずれかを満たす者であること。
 - （i） 幼保連携型認定こども園に勤務している者で以下に該当する者
 - ・ 保育教諭であって幼稚園教諭免許状（休眠状態を含む。この項において同じ。）及び保育士資格を有している者
 - ・ 保育教諭であって幼稚園教諭免許状を有し、保育士資格の取得を予定している者
 - ・ 保育教諭以外の者で幼稚園教諭免許状を有し更新講習を受講する資格を有してい

る者

- (ii) 幼保連携型認定こども園以外の対象施設に保育士として勤務している者（幼稚園以外の施設の長を含む。）で、幼稚園教諭免許状を有し更新講習を受講する資格を有している者であること。

(イ) 原則として、交付金の交付年度内に、幼稚園教諭免許状更新に必要な免許状更新講習の受講を開始していること。

(ウ) 幼稚園教諭免許状の更新後、認定こども園等において原則１年以上勤務すること。

ウ 代替幼稚園教諭雇上費

厚生労働省所管の保育対策総合支援事業費補助金における「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」において、認定こども園等に勤務し、保育士資格取得に当たっての受講料補助の対象となる幼稚園教諭（以下、「対象幼稚園教諭」という。）の代替として、保育対策総合支援事業費補助金における「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」の対象施設（公立を除く。）に雇上された幼稚園教諭（以下「代替幼稚園教諭」という。）であること。

(4) 支払い

免許取得及び免許更新にかかる受講料等は、対象者が幼稚園教諭免許状の授与又は更新講習修了確認証明書等の発行を受け、認定こども園等に勤務することが決定した後に支払うことができる。ただし、原則免許取得及び更新後１年以上対象施設に勤務すること。

代替幼稚園教諭雇上費は、対象幼稚園教諭が保育士資格の交付を受けた後、支払うことができる。

3 交付基準額・負担割合

(1) 交付基準額

① 免許取得及び免許更新にかかる受講料等

本事業の対象となる者１人につき、免許取得及び免許更新に要した経費の１／２を交付対象とし、１００千円を上限とする。

② 代替幼稚園教諭雇上費

１日当たり ６，５９０円

(2) 負担割合

国１／２、都道府県・指定都市・中核市１／２

4 対象経費

免許取得及び免許更新に必要な入学料、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費を含む。）及び上記経費の消費税並びに幼稚園教諭の代替に伴う雇上費とすること。

5 留意事項

- ・ 補助を受けようとする者は、免許取得又は免許更新に係る科目等の受講の開始日の属する年度中に、実施計画書を都道府県、指定都市又は中核市に提出すること。
- ・ 本事業を実施するための具体的な運営方法については別に通知する。